

レンタル契約重要事項説明

1. 定期点検及び出張修理場所

定期点検は契約時に取り決めさせていただいた場所での実施となります。

これは点検実施の際、毎度指定場所が違っていると整備及び修理が出来ない場所やサービストラックが駐車できない状況が発生し点検及び修理が出来ない状態になり、その結果、故障や不調や事故につながる恐れがあるためです。

ただし、使用中に止まってしまった（路上）などの緊急対応の場合はその限りではございません。

変更がある場合には弊社に変更の連絡をお願いいたします。あらためて検討させていただき、点検実施が不可能な場合は双方で再度調整させていただき、折り合いがつかない際には保守点検管理（車両を維持するための予防整備や修理）の遂行が不可能になり、保安基準に適合した状態での使用が出来なくなる恐れがあるため、契約解除となる場合があります。

2. 車両回収

【回収場所について】

レンタル満了時の回収や修理での車両引き上げは契約時に取り決めさせていただいた場所での実施となります。

契約時の場所と異なる場合、引き上げ配送料が発生いたします。

ただし、使用中に止まってしまった（路上）などの緊急時はその限りではございません。

【契約満了車両回収時の立会い確認】

① 契約が満了した車両の回収時は立ち合いが必要になります。

※) 立ち合いの際は必ず責任者の立会いが必要です。

この立ち合い時に破損箇所をご確認いただきます。

② 立ち合いができない場合は車両の回収が出来ません。

③ 立ち合いができず車両が回収できなかった場合は、改めて回収にお伺いいたします。その際、車両回収料金が発生いたします。

車両回収料金は弊社各拠点からの最短距離での算出になります。

3. 定期点検

お客様の走行距離に応じて下記の訪問間隔で定期点検を実施いたします。

ただし、複数台車両がある場合、走行距離が多い車両がベースとなります。

① 月間走行距離 1,000km 未満の場合 4 ヶ月に 1 度の点検訪問

② 月間走行距離 1,000km 以上 1,500km 未満の場合 3 ヶ月に 1 度の点検訪問

③ 月間走行距離 1,500km 以上 3,000km 未満の場合 2 ヶ月に 1 度の点検訪問

④ 月間走行距離 3,000km 以上の場合 1 ヶ月に 1 度の点検訪問

4. 点検日時の確保

定期点検は平日 11：00～15：00 の間で 1 台あたりおよそ 10 分～60 分（車両の状態により異なる）程度のお時間をいただきます。

定期点検は一度の訪問で対象車両全台の点検をさせていただくことが前提となります。一度の訪問で点検が実施出来なかった点検未実施車両の再訪問点検は出張料が発生いたします。

5. 保証範囲

安全で快適に走行できるように劣化消耗部品は無償交換いたします。

定期点検がお客様のご都合により実施出来なかった場合に起こる故障・不調や破損は全て保証外になり有償修理（出張料、引き取り納車料、部品代、工賃が発生）となります。また、お客様の故意、過失による故障や破損は有償となります。

以下は有償修理の対象となる事例です。

①鍵の紛失

②パンク修理

③燃料切れ、軽油を間違えて給油したなどのトラブル

6. 代車貸し出し条件

代車はレンタルバイクのメンテナンス時に貸し出しをいたします。

有償修理の場合は修理の事前承認をいただいた上で貸出枠に空きがある場合にのみお貸し出しいたします。

その他の代車の貸し出しは短期レンタルと同額での有償レンタル対応となります。

事故により使用不能となり代車希望の場合、有償（日額 3,850 円）での貸し出しとなります。

有償修理や事故対応などで無償にて貸し出した代車につきまして、お客様のご都合により貸出期間が 14 日間を超えた場合は 15 日目以降の代車貸し出しは有償となります。

7. 事故時の対応

事故修理は過失割合に対しお客様が納得して過失割合が決定し、示談が済むまで修理を行うことができません。

事故車両が使用不能となり代車希望の場合は前項「6. 代車貸し出し条件」になります。

また、示談前に修理を進める場合、修理代金の立替支払い（前払い）の上での修理となり、過失割合が決まり示談が成立した後、過失割合分の返金となります。

8. 車両の転貸

車両の転貸借はできません。転貸時に事故や故障が発生したとき、修理代金や事故修理処理費用などをご契約者のご負担となります。

ご契約者以外の使用者（転借人）が交通事故を起こした場合、任意保険の使用はできません。

9. 契約変更手数料

契約時の内容に変更がある場合、以下の手数料が発生いたします

① 車両変更手数料

1台あたり 8,800円

- ・車種変更 ※2輪から3輪へ変更など
- ・仕様変更 ※2輪屋根付きへ変更、3輪ミニカーへ変更など
- ・荷台仕様 ※BOXサイズ変更、荷台種類変更など

② 保険補償変更手数料 ※車両保険を追加、補償内容の変更など

1台あたり 1,100円

③ 契約変更手数料 ※契約内容変更により契約書の再作成が必要な場合

1台あたり 1,100円

④ 新店舗契約手数料 ※店舗間移動のうち、既契約の無い店舗への移動の場合

1店舗あたり 8,800円

10. シビアコンディションチャージ

レンタルバイクの基本契約走行距離を超える場合、走行距離に応じたシビアコンディションチャージの請求が発生いたします。シビアコンディションチャージは3ヶ月間の平均走行距離で算出し、超過分に対して請求が発生することになります。

① ギア：基本契約走行距離は月間 1,000km

月間平均走行距離が 50km 超過毎に 110 円の請求が発生

※月間平均走行距離が 1,500km だった場合

500km 超過走行で 1ヶ月あたり 1,100 円の請求

② キャノピー：基本契約走行距離は月間 1,000km

月間平均走行距離が 50km 超過毎に 220 円の請求が発生

※月間平均走行距離が 1,300km だった場合

300km 超過走行で 1ヶ月あたり 1,320 円の請求

11. お支払い、入金遅れ、未払い

初回のレンタルバイクの利用料金は納車日の前日 15 時までの振込となります。納車日前日に入金確認できない場合は納車日当日の現金集金となります。

二回目以降のレンタルバイク利用料金及びその他請求は月末締めのご請求となり、翌月末までのお支払いとなります。

支払期限となっている月末までの入金が2回滞った場合は解約となります。レンタルバイクの利用料金だけでなく、すべての支払い（シビアコンディションチャージ、事故修理代、保証外の有償修理代、用品購入、その他手数料など）が対象となります。

1 2. ご解約

解約は契約期間の満了日の 14 日前までにお申し出ください。契約期間の満了日まで 14 日以内のお申し出の場合の解約日は次の満了日となります。

レンタルバイク利用料金の日割計算はいたしません。

解約日を迎えた車両は回収前であってもご利用にならないでください。解約日を迎えた時点で任意保険は解除となり、無保険状態となるため絶対にご利用にならないようご注意ください。また契約期間の満了した車両の返却に当たり貸出時の車両状態に原状回復をお願いします。

例：お客様が取付した装備（ハンドウォーマー、時計、携帯ステー、BOX 仕切り板）BOX に貼付けしたステッカーの除去、等

1 3. サービス対応時間

故障および事故、その他お問い合わせ先については以下のとおりとなります。

①平日 9:00 から 17:00 まで

弊社サービス直通 050-5525-6772

②休日・夜間の故障、その他お問い合わせ

弊社サービス直通（メール） contact@j-delivery.com

弊社サービス直通（留守番電話） 050-5525-6772

③休日・夜間の事故連絡および緊急対応

東京海上ロードサービス 0120-119-110

※弊社休業日：土日祝日、臨時休業、ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始

故障等で車両が動かず路上放置により放置違反になった場合、放置違反金の納付はお客様のご負担となります。基本的に路上放置はせず東京海上ロードサービスを利用し店舗又は弊社の工場まで車両搬送をお願いいたします。

サービススタッフへの直接のご連絡は、整備中および移動中など対応できない場合がございます。車両メンテナンス中の場合、整備ミスや試走中の事故、移動運転中の事故など思わぬ事態に繋がる恐れがありますので、上記弊社サービス直通へご連絡ください。

以上、弊社のレンタルバイク貸渡約款および当レンタル契約重要事項説明を承認いたしました。

お客様ご署名欄

令和 年 月 日

署名

印